

第46号議案

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

中間市長 福田 浩

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月27日18地第6713号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約・新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区分	関係市町村において行う事務	区分	関係市町村において行う事務
1 被保険者の資格の 管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>資格確認書等の引渡し</u> (3) <u>資格確認書等の返還の受付</u> (4) (略)	1 被保険者の資格の 管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>被保険者証及び資格証明書の 引渡し</u> (3) <u>被保険者証及び資格証明書の 返還の受付</u> (4) (略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)